SONPO

2021年度版

交通事故被害者のために

交通事故にあった際に、
知っておきたいことを一冊にまとめました。

01 交通事故にあったら、まずどうするか？

02 請求前に知っておきたいことは？

03 自賠責保険の請求方法と補償内容は？

04 賠償問題を解決するには？

お役立ち情報（貸付金制度など）

日本損害保険協会では、目の不自由な方が利用しやすい、音声読み上げ、文字の拡大、白黒反転機能などアクセシビリティに配慮したホームページを公開しています。
https://www.sonpo.or.jp/report/publish/bousai/koutuu/

一般社団法人 日本損害保険協会

2022年2月発行

はじめに

被害者のために

交通事故による**死傷者数は年間約37万人**(※)であり、
交通事故をめぐる現状は依然として深刻なものとなっています。
交通事故はだれにとっても突然で、
どうしたらよいのか戸惑うことばかりです。
そこで、この冊子では、交通事故の被害にあった際、被害者の方に
最低限知っておいていただきたいポイントをまとめました。
万が一のときの知識として
お役立ていただければ幸いです。

(※)警察庁調べ(2020年)

交通事故にあったら警察へ事故の届出を

人身事故の場合は人身扱いの届出を

事故によりお怪我をされた場合には、医療機関から交付された診断書を
警察に提出し、人身事故として届け出ることが必要です。

目次

1 交通事故にあったら、まずどうするか？ …… 3ページ

2 請求前に知っておきたいことは？

2-1 交通事故での「損害賠償」って、なに？ …… 5ページ
2-2 なにを「損害」として賠償請求できるの？ …… 6ページ
2-3 賠償請求はだれから、だれにするの？ …… 7ページ
2-4 交通事故の損害を補償する保険は？ …… 8ページ

3 自賠責保険の請求方法と補償内容は？

3-1 自賠責保険の請求方法は？ …… 9ページ
3-2 自賠責保険は損害額が確定しないと請求できないの？ …… 9ページ
3-3 自賠責保険の請求に必要な書類は？ …… 10ページ
3-4 自賠責保険の補償内容は？ …… 11ページ
3-5 自賠責保険の支払いの流れは？ …… 13ページ
3-6 自賠責保険の請求期限は？ …… 14ページ

4 賠償問題を解決するには？

4-1 賠償問題の解決までの流れは？ …… 15ページ
4-2 示談って、なに？ …… 16ページ
4-3 裁判外紛争解決手続って、なに？ …… 18ページ
4-4 調停って、なに？ …… 21ページ
4-5 訴訟って、なに？ …… 21ページ

お役立ち情報

1 被害者のための貸付金制度、給付金制度 …… 23ページ
2 交通事故証明書の申込方法 …… 24ページ
3 自動車保険（任意保険）の知識 …… 25ページ
4 むちうち損傷って、なに？ …… 27ページ

1 交通事故にあったら、まずどうするか？

まず、落ちついて行動してください。
相手や事故の状況を確認し、速やかに医師の診断を受けましょう。

ステップ1 警察へ届け出る

加害者だけでなく、
被害者から届け出ておくことも必要
（特にケガをしている場合は
「人身事故扱い」の届出が大切）です。
また、できるだけ早く
自動車安全運転センターから
交通事故証明書(注1)の交付を受けましょう。

（注1）交通事故証明書は、自賠責保険の請求に必要となります。… 詳しくは 10ページ 参照
交通事故証明書申込の方法 …… 詳しくは 24ページ 参照

ステップ2 相手を確認する

❶～❹の情報を確認しましょう。

❶ 加害者の**住所・氏名・連絡先**
❷ **加害者が加入している**自賠責保険・
自動車保険の**会社名・証明書番号**など
❸ 加害車両の**登録ナンバー**
❹ 加害者の**勤務先と
雇主の住所・氏名・連絡先**(注2)

（注2）業務中に従業員が交通事故を起こしたときは、原則として、雇主も責任を負います。こうした場合、一般的に運転者より資力のある雇主に賠償請求を行います。… 詳しくは 7ページ 参照

ステップ 3

目撃者を確保する

通行人や近所の人など
交通事故の目撃者がいたら、
氏名・連絡先を聞きましょう。
必要ならば、後日**証人になって**
もらえるよう頼んでおきましょう。

- 事故の状況が複雑な場合は目撃者に確認する場合があります。
- 第三者の証言は示談交渉などに有効です。

ステップ 4

自分でも記録する

事故直後、**事故状況を写真などで**
記録しておきましょう。また、記憶が
鮮明なうちに**現場の見取図**を記録
しましょう。(注3)

(注3) 示談交渉は交通事故から日にちが経ってから行われるため、勘違いや失念から、言い分が食い違うこともあります。
示談交渉終了まで記録を残すことが望ましいです。

ステップ 5

医師の診断を受ける

交通事故にあったら
速やかに医師の診断を受けましょう。
たいしたことはないと思っても、
あとで意外にケガが重いことが
分かる例もあります。

- 事故後、速やかに受診しない場合には、交通事故によるケガかどうかが分からず交通事故との因果関係が認められないことがあります。

2 請求前に知っておきたいことは？

「損害賠償請求」について、基本的な知識を理解しておきましょう。

Q2-1 交通事故での「損害賠償」って、なに？

A 交通事故によって損害を受けた被害者に対して、**加害者**がその**損害の埋め合わせ**をすることです。

民法では、不法行為によって他人に**損害を与えた人は**、その損害を**賠償する責任を負う**と定められています（民法第709条）。また、自賠法第3条では、運行供用者が自動車の運行によって他人の生命または身体を害したときは、原則として、その損害を賠償する責任を負うと定められています。
自賠法は民法に優先して適用されます。自賠法では被害者保護のために、被害者が賠償請求する際は、自動車の運行によって損害が発生したという事実のみを示せばよく、**加害者の故意・過失について、立証する責任を負いません**。

※本冊子中に「自賠法」とあるのは「自動車損害賠償保障法」の略です。

民法の場合

- **賠償義務者**
  不法な行為によって、他人に損害を与えた人（民法第709条）。
- **適用される範囲**
  人的被害に限らず、**物損事故に対しても、適用されます**。
- **損害賠償請求時の立証責任**
  被害者が損害発生の結果について、加害者側に故意・過失があったことを立証しなければなりません。
- **過失相殺** ▶ 14ページ 参照
  被害者にも過失がある場合、その割合だけ損害額から減額されます（民法第722条）。

自賠法の場合

- **賠償義務者** ▶ 7ページ 参照
  自動車を思いどおりに使える状況にあり、その運行で利益を得る人。**運行供用者**といいます（自賠法第3条）。
  ※他人のために自動車の運転または運転の補助に従事する人は、自賠法第3条の責任は負わず、民法第709条によって、過失が立証された場合にはじめて責任を負うことになります。
- **適用される範囲**
  人身損害に限って、適用されます（自賠法第3条）。
  ※人身損害とは「他人の生命又は身体を害したとき」をいいます。
- **損害賠償請求時の立証責任**
  被害者は自動車の運行によって損害が発生したという事実のみを示せばよく、一方加害者は、次の3点を立証しなければ、賠償責任を免れることはできません（自賠法第3条）。

  ❶自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと
  ❷被害者または運転者以外の第三者に故意または過失があったこと
  ❸自動車に構造上の欠陥または機能の障害がなかったこと

- **重過失減額** ▶ 14ページ 参照
  被害者に重大な過失がない限り、減額されません（自賠法第16条の3）。

Q2-2 なにを「損害」として賠償請求できるの？

A 事故と相当因果関係のある損害についてです。

交通事故によって生じる損害には大きく分けて「経済的な損害」「精神的な損害」があり、加害者に賠償請求できます。ただし、事故と相当因果関係のあるものに限られ、治療などに必要であったかどうか、妥当な性質・金額のものであったかどうかなどで判断されます（11〜12ページ参照）。

- **経済的な損害**　ケガの治療関係費、休業損害、被害者が死亡した場合または後遺障害を負った場合の逸失利益や自動車の修理費など
- **精神的な損害**　慰謝料

（注）相当因果関係のある損害として認められないもの…
入院中のタブレット購入費、
見舞客に対する接待費、お見舞返しなど

コラム 交通事故治療に社会保険は利用できるの？

労災保険や健康保険も利用できます。

交通事故の治療についても、業務中や通勤途中であれば労災保険、それ以外の場合は健康保険が利用できます。その場合は、健康保険組合などに第三者行為の届出が必要です。それを受けて、政府や健康保険組合は、労災保険や健康保険からの給付金相当額を損害保険会社または加害者に求償します。なお、治療費についても過失相殺（14ページ参照）の対象となるため、被害者に過失がある場合、その過失分は被害者が自己負担しなければなりませんが、健康保険を利用すれば治療費の自己負担の軽減につながります。

Q2-3 賠償請求はだれから、だれにするの？

A **賠償請求権者から賠償義務者へ行われますが、事故当事者同士とは限りません。**

賠償請求権者（請求できる人）

ケガや後遺障害の場合

被害者

被害者が死亡した場合

法定相続人

配偶者は常に相続人となりますが、そのほか、表1の順位で損害賠償請求権を相続し、被害者の経済的損害の賠償と慰謝料を請求できます（民法第887条および第889条）。

表1

- 優先1：子（胎児を含む）などの直系卑属 ※子が相続前に死亡しているときは孫が対象
- 優先2：父母などの直系尊属 ※父母が相続前に死亡しているときは祖父母が対象
- 優先3：兄弟姉妹またはその子

配偶者・子・父母

配偶者・子・父母は、相続による損害賠償請求とは別に、それぞれ自分自身の慰謝料を請求できます（民法第711条）。

※死亡事故で賠償請求権者が複数いるときは、代表請求者1人に委任して請求してください。

賠償義務者（請求する相手）

未成年者以外の場合、または仕事中以外の場合

加害者（運行供用者）

未成年者の場合

未成年者の親

- 事故の加害者が未成年者で、責任能力が無い場合、原則として親が賠償責任を負います（民法第714条1項）。
- 未成年の加害者に責任能力があっても、監督義務という点で親に賠償請求できるという考え方もあります。

仕事中だった場合

雇主

- 従業員が業務で運転中に第三者に損害を与えた場合、原則としてその雇主が賠償責任（使用者責任）を負います（民法第715条1項）。

雇主、車の所有者、借主（場合によっては車の貸主、名義貸人など）は運行供用者にあたり、賠償責任を負います（自賠法第3条）。

注意：事情が複雑なときは、弁護士、交通事故相談機関および損害保険会社にご相談ください。▶ 18～20ページ 参照

Q2-4 交通事故の損害を補償する保険は？

A 自賠責保険と自動車保険の2種類の保険があります。

加入は義務 1：自賠責保険（強制保険）

自動車の運行によって他人を死傷させた場合、加害者が負う損害賠償額が支払対象です。物の損害（被害者の自動車、建物など）は補償されません。なお、支払限度額が定められています。

▶ 9〜14ページ 参照

加入は任意 2：自動車保険（任意保険）

自賠責保険の支払限度額を超えた人身損害、他人の自動車や建物などに与えた物件損害、運転者自身や同乗者のケガ、自分の自動車の損害などが支払対象となります。

▶ 25〜26ページ 参照

自賠責保険・自動車保険の一括払

加害者が自賠責保険のほかに自動車保険（対人賠償保険）にも加入している場合、自動車保険を契約している損害保険会社は被害者に**自賠責保険を含めてお支払するサービス**を行っており、このサービスを**一括払**といいます。一括払の場合、被害者は自賠責保険と自動車保険それぞれに請求することなく保険金を受け取ることができます。

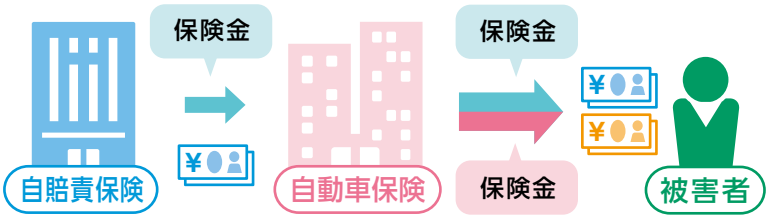

コラム ひき逃げ等による事故の場合は？

政府の保障事業に請求できます。

ひき逃げや無保険車（自賠責保険をつけていない自動車）または盗難車などによる交通事故で負傷・死亡した被害者は、自賠責保険では救済されません。そうした被害者で、加害者から賠償を受けられない場合などには、**政府の保障事業に請求**できます（自賠法第72条1項）。

政府の保障事業は、**国（国土交通省）**が加害者に代わって被害者が受けた**損害をてん補**する制度で、支払限度額は自賠責保険と同じですが、**以下❶〜❸のような点が自賠責保険と異なります。**

❶ 請求できるのは被害者のみとなります。加害者からは請求できません。
❷ 健康保険、労災保険などの社会保険による給付が受けられる場合は、その金額は差し引いて支払われます。
❸ 政府は保障事業として被害者に支払った金額について加害者に求償を行います。

なお、**政府の保障事業への請求は、損害保険会社で受け付け**ています。詳しくは損害保険会社にお問い合わせください。

請求を受け付けている保険会社一覧はこちら
https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/04relief/accident/nopolicyholder.html#seifu

政府の保障事業の対象とならないケース

- 加害者に賠償責任が発生しないとき
- 被害者が保有者、運転者など、自賠法で定める「他人」に当たらないとき
- 自動車の運行によって死傷したものでないとき
- 請求期限（傷害：交通事故発生の翌日から3年、死亡：死亡日の翌日から3年、後遺障害：症状固定日の翌日から3年）を過ぎたとき

3 自賠責保険の請求方法と補償内容は？

請求方法、必要な書類等についての知識を理解しておきましょう。

Q3-1 自賠責保険の請求方法は？

A 「加害者請求」と「被害者請求」があります。

加害者請求

加害者が被害者に損害賠償金を支払ったあと、保険金を損害保険会社に請求します（自賠法第15条）。

被害者請求

被害者が加害者の加入している**損害保険会社に直接請求**します（自賠法第16条）。この場合は、保険金とはいわず、損害賠償額の請求といいます。請求に**必要な書類は、** **10ページ** をご参照ください。

Q3-2 自賠責保険は損害額が確定しないと請求できないの？

A 損害額が確定していなくても請求ができます。

自賠責保険では、治療費や休業損害などの損害額が最終的に確定していなくても、**すでに発生している費用などがあれば、保険金の請求をすることができます。**なお、治療費、休業損害などを請求する場合には、すでに費用や損害が発生しているという立証資料が必要になります。加害者がすでに被害者に対してそれらの金額を損害賠償金として支払っている場合には、加害者から自賠責保険に請求することになります。
また、**そのほかに仮渡金**という制度があり、治療費など当座の費用として、総損害額が確定前であっても仮渡金の請求ができます（自賠法第17条1項）。**被害者が**、加害者の加入している**損害保険会社に請求すれば**、一定の条件のもと**次の金額が支払われます。**なお、加害者からは請求できません。

仮渡金の金額	死亡の場合 **290万円** ケガの場合 **40万円・20万円・5万円**（程度に応じて、三段階に分かれています。）

コラム 2台以上の自動車が加害者の場合、請求先は？

それぞれの加害者が加入している損害保険会社に直接請求できます。

加害者が複数いる場合（共同不法行為といいます）には被害者は、それぞれの加害者が加入している損害保険会社に直接請求できます。ただし、総損害額が1契約の支払限度額（ **11～12ページ** 参照）内であれば、いずれか1社に請求すればよいです。なお、自賠責保険の支払限度額は**加害車両の台数分だけ増加**します（たとえば**2台**の自動車による交通事故でケガをした場合、**支払い限度額は120万円の2倍の240万円**となります）。

Q3-3 自賠責保険の請求に必要な書類は？

A 損害の種類により異なります。

※★印の用紙は損害保険会社に備え付けてあります。
※◎印は必ず提出していただく書類です。○印は事故の内容によって提出していただく書類です。

表2 必要な書類

提出書類	発行者（作成者）	損害の種類				
		被害者請求の場合			仮渡金	
		死亡	後遺障害	傷害	死亡	傷害
★保険金（共済金）・損害賠償額・仮渡金支払請求書		◎	◎	◎	◎	◎
交通事故証明書（人身事故）	自動車安全運転センター	◎	◎	◎	◎	◎
★事故発生状況報告書	事故当事者等 事故状況に詳しい人	◎	◎	◎	◎	◎
★医師の診断書または死体検案書（死亡診断書）	治療を受けた医師 または医療機関	◎	◎	◎	◎	◎
★診療報酬明細書	治療を受けた医師 または医療機関	◎	◎	◎		
★通院交通費明細書		◎		◎		
★付添看護自認書または看護料領収書		○		○		
休業損害の証明は、（1）給与所得者 事業主の★休業損害証明書（源泉徴収票添付）	事業主 （休業損害証明書）	○	○	○		
休業損害の証明は、（2）自由業者、自営業者、農林漁業者 納税証明書、課税証明書（所得額の記載されたもの）または確定申告書（控）等	税務署または市区町村 （納税証明書、課税証明書等）	○	○	○		
損害賠償額の受領者が請求者本人であることの証明（印鑑証明） 被害者が未成年者で、その親権者が請求する場合は、当該未成年者の住民票または戸籍抄本も必要です。	住民登録をしている 市区町村、 本籍のある市区町村	◎	◎	◎	◎	◎
委任状および委任者の印鑑証明（第三者に委任する場合） 死亡事故等で請求権者が複数いる場合は、原則として1名を代理者として、他の請求権者全員の委任状および印鑑証明が必要です。	印鑑登録をしている 市区町村	○	○	○	○	○
戸籍謄本	本籍のある市区町村	◎			◎	
★後遺障害診断書	治療を受けた医師 または医療機関		◎			
レントゲン写真等	治療を受けた医師 または医療機関	○	○	○		

※以上のほかに書類が必要なときは、損害保険会社または自賠責損害調査事務所からご連絡します。
※加害者請求の場合は表中の書類に加えて加害者の支払いを証明する領収書、示談成立の場合は示談書が必要になります。
※仮渡金請求の際に提出していただいた書類は、損害賠償額請求の場合には再提出していただく必要はありません。
※マイナンバー（個人番号）が記載されている場合は、マイナンバー部分を塗りつぶしたうえで、ご提出願います。
※健康保険等の保険者番号、被保険者番号等記号・番号が記載されている場合は、その情報を塗りつぶしたうえで、ご提出願います。

Q3-4 自賠責保険の補償内容は？

A 自賠責保険では**法律**に基づいて**「支払基準」**が定められています。支払基準は①～③のとおりです。

※2020年4月1日以降に発生した事故に適用される支払基準を掲載しています。

① 傷害による損害

治療関係費、文書料、その他の費用、休業損害および慰謝料が支払われます。

■ **支払限度額** ● **被害者1名につき 120万円**

表3 支払内容

支払いができる損害		内 容	支払いの基準
治療関係費	治療費	診察料、入院料、投薬料、手術料、処置料、柔道整復等の費用など	**必要かつ妥当な実費**
	通院費等	通院、転院、入院または退院に要した交通費	**必要かつ妥当な実費**
	看護料	入院中の看護料（原則として12歳以下の子供に近親者等が付き添った場合） 自宅看護料または通院看護料（医師が看護の必要性を認めた場合または12歳以下の子供の通院等に近親者等が付き添った場合）	**入院1日につき4,200円、自宅看護または通院1日につき2,100円**（これ以上の収入減の立証がある場合は、近親者は19,000円、近親者以外は地域の家政婦料金を限度として、その実額が支払われます。）
	諸雑費	入院中の諸雑費	原則として入院**1日につき1,100円**
	義肢等の費用	義肢・歯科補てつ、義眼、眼鏡、補聴器、松葉杖等の費用	**必要かつ妥当な実費**（眼鏡の費用は50,000円が限度となります。）
	診断書等の費用	診断書、診療報酬明細書等の発行手数料	**必要かつ妥当な実費**
文書料		交通事故証明書、被害者側の印鑑証明書・住民票等の発行手数料	**必要かつ妥当な実費**
その他の費用		治療関係費以外で事故発生場所から医療機関まで被害者を搬送するための費用など	**必要かつ妥当な実費**
休業損害		事故による傷害のために発生した収入の減少（有給休暇を使用した場合、家事従事者の場合を含む）	原則として**1日につき6,100円**（これ以上に収入減の立証がある場合は、**19,000円を限度**としてその実額が支払われます。）
慰謝料		精神的・肉体的な苦痛に対する補償	**1日につき4,300円**（対象となる日数は治療期間の範囲内で決められます。）

2 後遺障害による損害

身体に残った障害の程度に応じた等級によって、逸失利益および慰謝料などが支払われます。

※後遺障害とは事故によって身体に回復が困難と見込まれる障害が残ったため、労働能力や日常生活に支障があると認められる場合をいいます。

■ 支払限度額 後遺障害保険金は等級別に支払限度額が定められています。

❶「神経系統の機能または精神・胸腹部臓器」に著しい障害が残り、介護を要する後遺障害

- **被害者1名につき**
  - **常時介護を要する場合（第1級）4,000万円**
  - **随時介護を要する場合（第2級）3,000万円**

❷ ❶以外の後遺障害

- **被害者1名につき** **（第1級）3,000万円～（第14級）75万円**

表4 支払内容

支払いができる損害	内 容	支払いの基準
逸失利益	身体に障害が残り労働能力が減少したために将来発生すると考えられる収入減	収入および各等級（第1～14級）に応じた労働能力喪失率、喪失期間などにより計算します。
慰謝料等	事故による精神的・肉体的な苦痛に対する補償など	**❶の後遺障害の場合** （第1級）1,650万円、（第2級）1,203万円 なお、初期費用等として（第1級）500万円、（第2級）205万円が加算されます。 **❷の後遺障害の場合** （第1級）1,150万円～（第14級）32万円 ❶および❷の後遺障害において、第1～3級で被扶養者がいるときは増額されます。

※後遺障害に至るまでの傷害による損害については、これとは別に傷害による損害（11ページ参照）の規定が準用されます。

3 死亡による損害

葬儀費、逸失利益、被害者本人の慰謝料および遺族の慰謝料が支払われます。

■ 支払限度額 ● **被害者1名につき 3,000万円**

表5 支払内容

支払いができる損害	内 容	支払いの基準
葬儀費	通夜、祭壇、火葬、埋葬、墓石などに要する費用（墓地、香典返しなどは除く）	100万円
逸失利益	被害者が死亡しなければ将来得ることができたと考えられる収入額から本人の生活費を控除したもの	収入および就労可能期間、被扶養者の有無などを考慮のうえ計算します。
慰謝料	被害者本人の慰謝料	400万円
	遺族の慰謝料 遺族慰謝料請求権者（被害者の配偶者、子供および父母）の人数により金額が異なる	請求権者1名の場合550万円、2名の場合650万円、3名以上の場合750万円（なお、被害者に被扶養者がいるときは、さらに200万円が加算されます。）

※死亡に至るまでの傷害による損害については、これとは別に傷害による損害（11ページ参照）の規定が準用されます。

Q3-5 自賠責保険の支払いの流れは？

A 損害保険料率算出機構(注)の自賠責損害調査事務所による調査に基づき、損害保険会社がお支払いします。

自賠責保険では多数の請求を迅速かつ公正に処理するため、各損害保険会社の窓口で受け付けられた請求はすべて損害保険料率算出機構の自賠責損害調査事務所が調査を行います。その結果に基づいて、最終的に各損害保険会社が支払額を決定のうえ支払います。

請求者（加害者もしくは被害者）

1 請求書類提出
請求者は損害保険会社へ請求書類を提出します。

5 請求者への支払い
損害保険会社は、支払額を決定し、請求者に支払います（仮渡金の支払いがある場合は、その分を差し引いて支払います）。

損害保険会社 … 受付・支払額の決定・支払

2 損害調査依頼
損害保険会社は、請求書類に不備がないか確認のうえ、自賠責損害調査事務所へ送付します。

4 調査結果の報告
自賠責損害調査事務所は、損害保険会社に調査結果を報告します。

損害保険料率算出機構　自賠責損害調査事務所 … 損害調査

自賠責損害調査事務所では、請求書類に基づいて、事故発生の状況、支払いの的確性（自賠責保険の支払対象となる事故かどうか、また、死亡・傷害と事故との因果関係など）および発生した損害の額などを公正かつ中立な立場で調査します。

3 損害調査
請求書類の内容だけでは事故に関する事実確認ができないものについては、事故当事者への事故状況照会、医療機関への照会、事故現場の調査など必要な調査を行います。

事故当事者（加害者、被害者）・医療機関・事故現場等

(注) 損害保険料率算出機構とは
損害保険料率算出機構は、「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づき、設立された法人です（2002年7月に自動車保険料率算定会（自算会）と損害保険料率算定会（損算会）とが統合しました）。同機構では、その事業の一環として全国に地区本部、自賠責損害調査事務所を設置し、自賠責保険（共済）の損害調査を行っています。

被害者などへの情報提供（自賠法第16条の4）

自賠責保険金などの支払いを請求する被害者または加害者などが、**自賠責保険金などが適正に支払われているか**否かを自ら判断できるようにするため、損害保険会社に以下❶～❸の情報提供を義務付けています。

❶ 保険金などの請求があった際に、支払基準の概要などを請求者に交付すること
❷ 保険金などの支払いに際し、支払った金額、後遺障害の等級やその認定理由などの事項を記載した書面を交付すること
❸ 保険金などを支払わなかった場合に、その理由を書面で交付すること

Q3-6 自賠責保険の請求期限は？

A 3年で時効となります。

加害者請求

被害者に賠償金を支払った翌日から…**3年**

被害者請求

交通事故発生の翌日から …**3年**

※ただし、死亡の場合は死亡日の翌日から３年、後遺障害の場合は症状固定日の翌日から３年

自賠責保険では３年(注)で時効となり、保険金（損害賠償額）を請求する権利が消滅します（保険法第95条・自賠法第19条）。何らかの理由で**請求が遅れてしまう場合**は、**時効中断の手続き**が必要となるため、**損害保険会社にご相談**ください。なお、**政府の保障事業（****8ページ コラム「ひき逃げ等による事故の場合は？」参照）の場合も**、原則として交通事故発生の翌日から３年で時効になりますが、**時効中断制度がない**のでご注意ください。　（注）2010年3月31日以前の事故の場合は、２年になります。

コラム 「過失相殺」・「重過失減額」とは？

被害者にも不注意等の過失がある場合に、その過失責任の割合に応じて損害賠償の額を減額することです。

一般の損害賠償では、被害者にも過失がある場合、その割合だけ損害賠償の額から減額される（被害者の自己負担になる）のが原則です（民法第722条２項）。

しかし、自賠責保険の場合、被害者に重大な過失がない限り、減額されません（**重過失減額**）。

重過失減額とは、自賠責保険の支払いの際、**被害者保護**の観点から、**被害者に重大な過失がある場合に限り総損害額から減額**することです（総損害額が支払限度額以上のときは、支払限度額から減額されます）。

被害者の過失が７割未満で、ケガの総損害額が120万円以下であれば、全額自賠責保険から補償されます。

表6 被害者の過失割合別の減額割合

減額適用上の被害者の過失割合	減額割合	
	後遺障害または死亡に係るもの	傷害に係るもの
７割未満	減額なし	減額なし
７割以上８割未満	２割減額	２割減額
８割以上９割未満	３割減額	
９割以上10割未満	５割減額	

なお、総損害額が120万円を超えるときには、ケース1、2の事例のように自賠責保険や任意保険から支払われます。

保険金支払事例【後遺障害を伴わない傷害による総損害額が200万円の場合】

ケース1【被害者の過失の割合が３割の場合】

過失相殺後の損害額
200万円×（100%－30%）＝140万円
総損害額200万円から、被害者の過失の割合３割が減額されます。

①自賠責保険から支払われる金額　**120万円**
このケースでは被害者の過失の割合が７割未満のため、重過失減額は適用されません。よって、自賠責保険の支払限度額である120万円が支払われます。

②任意保険から支払われる金額
140万円－120万円＝20万円
過失相殺後の損害額から自賠責保険から支払われる金額（120万円）を引いた額が、任意保険から支払われます。

ケース2【被害者の過失の割合が５割の場合】

過失相殺後の損害額
200万円×（100%－50%）＝100万円
総損害額200万円から、被害者の過失の割合５割が減額されます。

①自賠責保険から支払われる金額　**120万円**
このケースでは被害者の過失の割合が７割未満のため、重過失減額は適用されません。よって、過失相殺後の損害額は自賠責保険の支払限度額である120万円を下回っていますが、支払限度額である120万円が支払われます。

②任意保険から支払われる金額　**0円**
過失相殺後の損害額が自賠責保険から支払われる金額（120万円）を下回っているため、任意保険からの支払いはありません。

4 賠償問題を解決するには？

賠償問題の解決方法には「示談」「調停」「訴訟」などがあります。

Q4-1 賠償問題の解決までの流れは？

A 賠償問題を解決するには、通常「示談」による解決を目指します。「示談」で解決できないときは「裁判外紛争解決手続」、または「調停」や「訴訟」による解決を目指します。

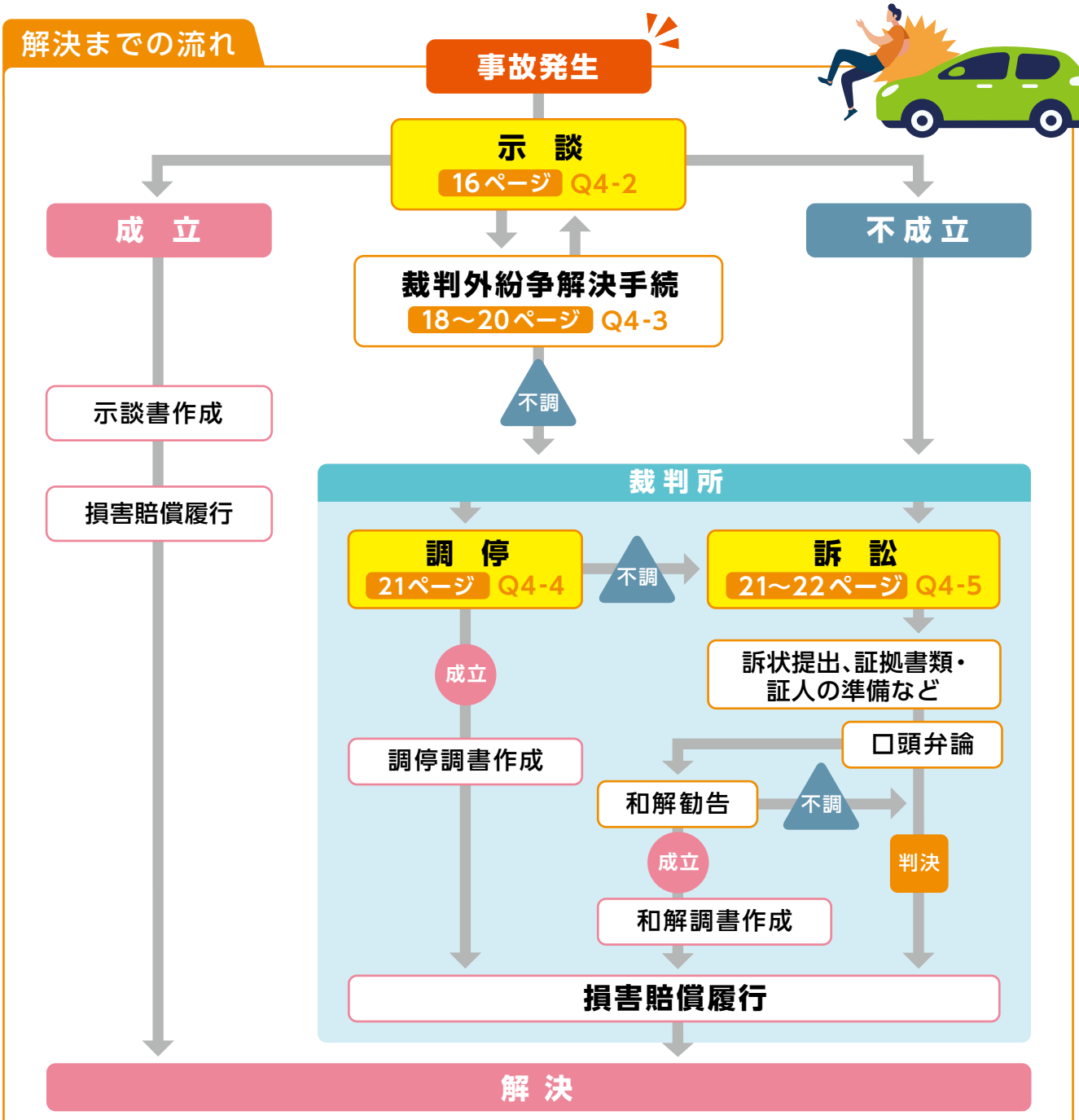

Q4-2 示談って、なに？

A 裁判所の関与なしに**当事者間で話し合って、賠償額などを決定**することです。

※事故の加害者が自動車保険に加入している場合、当該保険会社が加害者に代わって示談交渉を行うことがあります。

1 示談のすすめかた

示談が成立すると、特別な事情がない限り、あとで**勝手に変更・取消しすることはできません**。したがって**慎重に示談するよう**、注意する必要があります。

1

自分の請求内容が正当であることを裏づける**証拠**として具体的な資料（交通事故証明書、診断書、領収証など）を**そろえておきます**。

2

あらかじめ専門家（弁護士など）の話を聞き、納得できる**最低限の条件を決めてから交交渉すると早く示談ができる**ようです。

※弁護士などへ相談する場合は、法律相談料等の費用がかかります。ご自身やご家族が自動車保険に加入されている場合は、費用が補償される契約内容かどうか、確認しましょう。

3

示談がまとまったら、**示談書を作成**します。
示談書に**署名・捺印**する場合は、十分検討し、条件に**よく納得してから**にします。

示談書に必ず記載する項目

示談書の形式は自由ですが、(a)～(g)の事項は必ず記載しましょう。また、既製の書式を利用することもできます（損害保険会社にも備え付けてあります）。

- (a) 当事者名
- (b) 事故発生日時・場所
- (c) 加害車両の登録ナンバー
- (d) 事故の状況
- (e) 示談内容・支払方法
- (f) 作成年月日
- (g) 署名・捺印

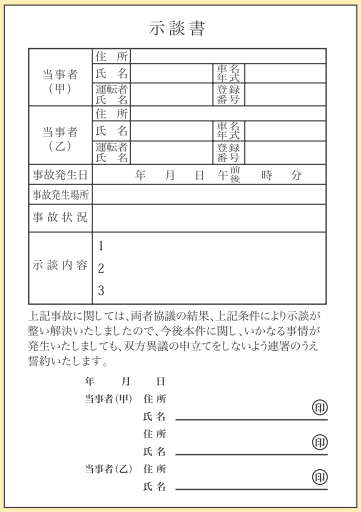

示談書

当事者（甲）	住所			
	氏名		車名 年式	
	運転者 氏名		登録 番号	
当事者（乙）	住所			
	氏名		車名 年式	
	運転者 氏名		登録 番号	
事故発生日	年 月 日 午前 後 時 分			
事故発生場所				
事故状況				
示談内容	1 2 3			

上記事故に関しては、両者協議の結果、上記条件により示談が整い解決いたしましたので、今後本件に関し、いかなる事情が発生いたしましても、双方異議の申立てをしないよう連署のうえ誓約いたします。

年 月 日

当事者（甲） 住所 ㊞
氏名
住所 ㊞
氏名
当事者（乙） 住所 ㊞
氏名

示談書の一例

コラム

権利放棄条項

示談書には、「**今後、この件についてはいっさい請求しない**」という意味の**権利放棄条項を書くのが一般的**です。したがって損害の見通しも十分立たないうちに示談すると、あとから請求できなくなるので注意しましょう。

権利留保条項

現状ではわからないが、後遺障害についての心配がある場合は、示談書に「**もし今後本件による後遺障害が生じたときは改めて協議する**」という**権利留保条項を示談書の中に**入れておきます。

2 示談内容を確実に履行させるために

損害賠償金は、示談成立と同時に全額受け取れるようにするのが望ましいのですが、**後日払いや分割払いになってしまうこともあります**。その場合、示談内容を確実に履行させるためには、示談がまとまった際に、次のような措置をとっておきましょう。

●違約条項を入れる

示談書の中に「約束を守らなかったら、日割計算で加算金をとる」
「分割払いを怠ったら、残額は一時払いにする」といった**違約条項**を入れておきます。

●連帯保証人をつけさせる

相手の近親者や知人など、**資力のある人を連帯保証人**につけさせます。

●裁判をしなくても、強制執行ができるようにしておく

これには**「即決和解」**と**「公正証書」**の２つの方法があります。

1：即決和解

相手方の住所を管轄する**簡易裁判所**に和解を申し立て、和解調書を作ってもらいます。手続きが簡単で、費用も安くすむので便利な方法です。

2：公正証書

当事者双方で**公証人役場**に行って公正証書を作ってもらいます。公正証書には「債務不履行の場合は、すぐ強制執行を受けても異議はない」という**強制執行認諾条項**を入れておきます。

3 示談がなかなかできない場合

専門家（弁護士など）に相談してみるほか、内容証明と配達証明を利用して「○○の損害を賠償せよ」との**催促を行うと有効**です。

●内容証明郵便が有効な理由

- 相手が催促に応じなければ、訴訟になった際、その不誠意を証明する証拠になります。
- 時効の中断事由になります。ただし、中断の効力が生じるのは６ヶ月以内に訴訟などを起こした場合です（民法第153条）。

コラム 示談介入者に注意！

交通事故を悪用する示談介入者によって、被害者が本来受け取るべき保険金などを**持ち逃げ**されたり、**高額な金銭を手数料**として不当に請求されたりすることがあります。正当な資格を持たない人が示談交渉に介入し報酬を得ると、法律（弁護士法第 72 条）に触れ、処罰されます。
交通事故などの民事事件に反社会的勢力が介入してきたときは、**すぐに警察や弁護士にご相談ください**。

Q4-3 裁判外紛争解決手続って、なに？

A 紛争の当事者のために、**公正な第三者が関与して、裁判によらずに解決**を図るものです。交通事故に関しては、1 ～ 5 のような**紛争解決機関**があります。

1 そんぽADRセンター

（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html

一般社団法人 日本損害保険協会では、全国10ヵ所(注1)に「そんぽＡＤＲセンター」を設置し、**損害保険に関する一般的なご相談**に対応するほか、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、**損害保険会社(注2)とのトラブルが解決しない場合の苦情の受付や損害保険会社との間の紛争解決**の支援業務などを行っています。

（注1）自動車事故などに伴う損害賠償に関する紛争については、紛争解決委員による意見聴取（面談）に際し、東京にお越しいただく必要があります（この場合の交通費・宿泊費などは、お客様のご負担となります）。

（注2）当協会と手続実施基本契約を締結している保険会社に限ります。

お問い合わせ窓口 ナビダイヤル **0570-022808**（通話料有料）

※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。

表7 電話リレーサービス、IP電話からのお問い合わせ

2022年2月1日現在

名 称	直通電話	郵便番号	所在地
そんぽADRセンター北海道	011-351-1031	060-0001	札幌市中央区北一条西7-1 CARP札幌ビル7階
そんぽADRセンター東北	022-745-1171	980-0811	仙台市青葉区一番町2-8-15 太陽生命仙台ビル9階
そんぽADRセンター東京	03-4332-5241	101-0063	千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階
そんぽADRセンター北陸	076-203-8581	920-0919	金沢市南町5-16 金沢共栄火災ビル4階
そんぽADRセンター中部	052-308-3081	460-0008	名古屋市中区栄4-5-3 KDX名古屋栄ビル4階
そんぽADRセンター近畿	06-7634-2321	541-0041	大阪市中央区北浜2-6-26 大阪グリーンビル9階
そんぽADRセンター中国	082-553-5201	730-0036	広島市中区袋町3-17 シシンヨービル12階
そんぽADRセンター四国	087-883-1031	760-0025	高松市古新町8-1 高松スクエアビル3階
そんぽADRセンター九州	092-235-1761	810-0041	福岡市中央区大名2-4-30 西鉄赤坂ビル9階
そんぽADRセンター沖縄	098-993-5951	900-0033	那覇市久米2-2-20 大同火災久米ビル9階

※受付：月～金曜日（祝日・休日および12月30日～1月4日を除く）の9時15分～17時

※所在地以外の地域では、そんぽADRセンターの相談員が最寄りの地域に出張し、損害保険全般に関するご相談に対応する「出張相談」（完全予約制）を行っています。詳しくは、そんぽADRセンターにお問い合わせください。

2 公益財団法人 交通事故紛争処理センター

http://www.jcstad.or.jp/

自動車事故の被害者と加害者が契約する損害保険会社等との示談をめぐる損害賠償の紛争解決のため、中立公正な立場で**和解あっ旋および審査**を行っている公益財団法人です。全国11ヵ所に設置されています。

表8 センター名・電話番号

2022年2月1日現在

東京本部	03-3346-1756	大阪支部	06-6227-0277	さいたま相談室	048-650-5271
札幌支部	011-281-3241	広島支部	082-249-5421	金沢相談室	076-234-6650
仙台支部	022-263-7231	高松支部	087-822-5005	静岡相談室	054-255-5528
名古屋支部	052-581-9491	福岡支部	092-721-0881		

※利用申込：お近くのセンターに電話で相談日を予約したうえでお出かけください。
※受付：平日9時～12時、13時～17時（土・日・祝日・年末年始を除く）

3 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

http://www.jibai-adr.or.jp/

自賠責保険・共済の保険金または共済金の支払いについて、被害者や保険・共済の加入者と保険会社・共済組合との間の紛争に対して、適確な解決を目指して公正な**調停**（紛争処理）を行っている一般財団法人です。
公正中立で専門的な知見を有する弁護士、医師などで構成する紛争処理委員が調停（紛争処理）を行っています。
なお、当機構の調停（紛争処理）は書面による審査であり、当事者双方の間に立って「和解の仲介」等を行う一般的な調停とは異なります。

電話番号 0120-159-700

2022年2月1日現在

※受付：平日9時～12時、13時～17時（土・日・祝日・年末年始を除く）

4 一般社団法人 保険オンブズマン

https://www.hoken-ombs.or.jp/

※Webからの受付も可能です。

外資系損害保険会社と保険仲立人保険募集に対する苦情を受け付けています

保険オンブズマンは、お客様からの損害保険会社等(注)に対する苦情や、お客様と損害保険会社等との間のトラブルを解決することを目的に金融庁長官から指定（認可）を受けた専門機関です。基本的には、**18ページ**の「そんぽADRセンター」と同じ機能・役割を果たす機関ですが、会員が異なります。
受け付けた苦情について損害保険会社等に解決を依頼するなど、適正な解決に努めるとともに、当事者間でトラブルを解決できない場合には、弁護士や消費者相談の専門家などが紛争解決手続を実施します。
（注）「損害保険会社等」とは、保険オンブズマンのホームページに掲載している外資系損害保険会社と保険仲立人です。

電話番号 03-5425-7963

2022年2月1日現在

※受付：平日9時～12時、13時～17時（土・日・祝日・年末年始を除く）

5 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター相談所

https://n-tacc.or.jp/

日本弁護士連合会が設立した公益財団法人で、全国156ヵ所の相談所が設置されています。そのうち46ヵ所で**示談あっ旋および審査業務**を行っています。

表9の相談所で、自賠責保険・自動車保険に関する無料の面接相談を受け付けています。

なお、電話相談をご希望の方は、**0570-078325**におかけください。

※電話相談も無料です。ただし、通話料はご負担いただきます。

※受付：平日10時～16時30分（土・日・祝日・年末年始を除く）

※2022年4月以降はフリーダイヤルに変更いたします。2022年4月1日以降は**0120-078325**におかけください。

表9 相談所名・電話番号

※●印は示談あっ旋・審査業務を行っている相談所（長岡、上越、村上は示談あっ旋のみ）です。

※相談日、相談時間をあらかじめお問い合わせのうえお出かけください。

2022年2月1日現在

●	本　部	03-3581-4724		八王子市	042-620-7227		三　条	025-222-5533		倉　吉	0858-24-0515
●	札　幌	011-251-7730		立川市	042-528-4319	●	上　越	025-222-5533		島　根	0852-21-3450
	新札幌	011-896-8373		武蔵野市	0422-60-1921	●	村　上	025-222-5533	●	岡　山	086-234-5888
	小　樽	0134-23-8373		三鷹市	0422-44-6600		五　泉	025-222-5533		倉　敷	086-422-0478
	室　蘭	0143-47-8373		青梅市	0428-22-1111	●	富　山	076-421-4811		津　山	0868-22-0464
	苫小牧	0144-35-8373		府中市	042-366-1711		金　沢	076-221-0242	●	広　島	082-225-1600
	函　館	0138-41-0232		昭島市	042-544-5122	●	福　井	0776-23-5255		呉	0823-24-6755
	旭　川	0166-51-9527		調布市	042-481-7032	●	岐　阜	058-265-0020		尾　道	0848-22-4237
	釧　路	0154-41-3444		町田市	042-724-2102	●	静　岡	054-252-0008		福　山	084-973-5900
	帯　広	0155-66-4877		小金井市	042-387-9818	●	沼　津	055-931-1848	●	山　口	0570-064-490
	青　森	017-777-7285		小平市	042-346-9508	●	浜　松	053-455-3009		下　関	0570-064-490
	弘　前	0172-33-7834		日野市	042-514-8094		掛　川	053-455-3009		萩	0570-064-490
	八　戸	0178-22-8823		東村山市	042-393-5111		三　島	055-983-2651		宇　部	0570-064-490
●	岩　手	019-623-5005		国分寺市	042-325-0111		下　田	055-931-1848		岩　国	0570-064-490
●	仙　台	022-223-2383		国立市	042-576-2111		伊　東	0557-52-3002		周　南	0570-064-490
	古　川	0229-22-4611		福生市	042-551-1529	●	名古屋	052-565-6110		徳　島	088-652-5768
	石　巻	0225-23-5451		狛江市	03-3430-1111		岡　崎	0564-54-9449	●	高　松	087-822-3693
	秋　田	018-896-5599		東大和市	042-563-2111		豊　橋	0532-56-4623	●	愛　媛	089-941-6279
●	山　形	023-635-3648		清瀬市	042-497-1808		一　宮	0586-72-8199	●	高　知	088-822-4867
	酒　田	023-635-3648		東久留米市	042-470-7738		半　田	0569-23-8655	●	福　岡	092-741-3208
	鶴　岡	023-635-3648		武蔵村山市	042-565-1111	●	三　重	059-228-2232		久留米	0942-30-0144
	福　島	024-536-2710		多摩市	042-338-6806	●	滋　賀	077-522-2013		飯　塚	0948-28-7555
	郡　山	024-922-1846		稲城市	042-378-2286	●	京　都	075-231-2378		二日市	092-918-8120
●	水　戸	029-221-3501		羽村市	042-555-1111		京都駅前	075-231-2378	●	北九州	093-561-0360
	土　浦	029-875-3349		あきる野市	042-558-1216		大　宮	0772-68-3080		魚　町	093-551-0026
	下　妻	0296-44-2661		西東京市	042-460-9805	●	大　阪	06-6364-8289		折　尾	093-691-2166
●	栃　木	028-689-9001	●	関　内	045-211-7700		なんば	06-6645-1273	●	佐　賀	0952-24-3411
●	前　橋	027-234-9321		横浜駅西口	045-620-8300		門　真	06-6902-5648		長　崎	095-824-3903
	太　田	027-234-9321		相模原	042-769-8230		茨　木	072-620-1603		佐世保	0956-22-9404
	高　崎	027-234-9321		相模大野	042-749-2171		岸和田	072-433-9391	●	熊　本	096-325-0009
●	埼　玉	048-710-5666		橋　本	042-775-1773		堺	072-223-2903		八　代	096-325-0009
	越　谷	048-962-1188		川　崎	044-223-1149		豊　中	06-6858-2034	●	大　分	097-536-1458
	川　越	049-225-4279		小田原	0465-24-0017	●	神　戸	078-341-1717		宮　崎	0985-22-2466
	熊　谷	048-521-0844		横須賀	046-822-9688		阪　神	06-4869-7613	●	鹿児島	099-226-3765
●	千　葉	043-227-8530		座　間	046-252-8146		明　石	078-918-5002	●	那　覇	098-865-3737
	松　戸	047-366-6611	●	山　梨	055-235-7202		姫　路	079-286-8222		コ　ザ	098-865-3737
	京　葉	047-437-3634	●	長　野	026-232-2104	●	奈　良	0742-26-3532			
●	霞が関	03-3581-1782	●	松　本	0263-35-8501	●	和歌山	073-422-4580			
	新　宿	03-6205-9531	●	新　潟	025-222-5533		鳥　取	0857-22-3912			
	立　川	042-548-7790	●	長　岡	0258-86-5533		米　子	0859-23-5710			

Q4-4 調停って、なに？

A 示談ができないが、訴訟にはしたくない場合に、
裁判所が設置する調停機関が仲介し、
当事者双方で譲り合いながら
合意に基づいて解決を図るものです。

1 調停の手続・費用

損害賠償を請求する相手方の住所を管轄する簡易裁判所（人身事故の場合は請求者の住所を管轄する簡易裁判所でも可）に調停を申し立てます。

- **提出する申立書**には、❶～❸の事項を記載します。
  ❶ 申立人と相手方の住所・氏名　❷ 事故の内容　❸ 請求額
  ※請求額がわからない場合は「相当額の賠償額を求める」と書くこともできます。
  ※口頭による申立ても可能です。

- 手数料（収入印紙代）は、請求額に応じて異なります。（**表10**の金額は一例）
  なお、**請求額が決められない場合は**、
  さしあたり**6,500円の収入印紙代**を納めます。

表10

訴額	印紙代
50万円	2,500円
100万円	5,000円
300万円	10,000円
500万円	15,000円

※民事訴訟費用等に関する法律による

2 調停の特徴・効力

- **申立てがあると**、調停委員会が両当事者を呼び出すので、**当事者は出頭**しなければなりません。
- 当事者双方が自由に主張を述べられます。調停委員会はそれを聞きながら、折合いがつく解決案を考え、まとめ役をつとめます。
- 当事者双方の都合がつけば調停委員会が開かれるので、折合いのつく状況なら解決もスピーディーです。また、弁護士だけでなく、調停委員会から許可を得れば家族（法人の場合はその職員）でも代理人となれることがあります。
- 解決案がまとまれば、その内容をもとに**調停調書**が作成されます。これは、**裁判の確定判決と同じ効力**があり、強制執行ができます。
- 双方が同意しないと成立しない点、また、相手が出頭しなければそれまでという点が欠点です。正当な理由もなく**出頭しない場合は50,000円以下の過料**が科されます（民事調停法第34条）。

Q4-5 訴訟って、なに？

A 訴訟は、**裁判による解決方法**です。
弁護士に依頼するのが一般的です。

そのほか、裁判について特に知っておいていただきたい要点は以下❶～❹のとおりです。

1 裁判にかかる日数

裁判は日数がかかるものです。特に相手が上訴をすれば、何年もかかることもあります。しかし、第1審判決に仮執行宣言をつけることにより、確定判決の場合と同様、すぐに強制執行ができます。

2 裁判にかかる費用（主なもの）

● 手数料

訴状に貼る収入印紙代は、請求する賠償金額に応じて異なります。（表11の金額は一例）

表11

訴額	印紙代	訴額	印紙代
50万円	5,000円	300万円	20,000円
100万円	10,000円	500万円	30,000円

※民事訴訟費用等に関する法律による

● 弁護士報酬

裁判を弁護士に依頼する場合、着手金、報酬金、手数料、法律相談料、日当、実費などがかかります。金額は依頼する弁護士や交通事故の内容により異なりますので、詳しくは依頼される弁護士にご相談ください。

※ご自身やご家族が加入される自動車保険に、弁護士報酬を補償される契約内容となっていないか、加入保険会社へご相談ください。

3 少額訴訟制度

少額訴訟制度は誰でも安い費用で速やかに解決できる制度です。**60万円以下の金銭の支払請求を目的とする訴え**について、本人のほかに証拠書類や同行証人など即時取調べ可能な証拠に限って調べを行い、原則として**1回の期日で審理を終えて即時判決**を言い渡すものです。簡易裁判所に定型訴状用紙や定型答弁書用紙が備え付けられていますので、訴状や答弁書を作成することができます。ただし、以下(a)、(b)の点に注意する必要があります。

(a) 被告（相手方）が少額訴訟での手続きに異議がある場合は取扱いができない。
(b) 不服申立方法が限定されている。

● 手数料

訴状に貼る収入印紙代は、請求する金額に応じて表12の金額となっています。

表12

訴額	印紙代	訴額	印紙代	訴額	印紙代
～10万円	1,000円	～30万円	3,000円	～50万円	5,000円
～20万円	2,000円	～40万円	4,000円	～60万円	6,000円

※民事訴訟費用等に関する法律による

4 お金がなくても裁判はできる

裁判の費用にお困りの方は、日本司法支援センター（通称：**法テラス**）（23ページ参照）にお問い合わせください。法テラスの「民事法律扶助」では、裁判での代理や、裁判所への提出書類の作成が必要な場合、申込者などの資力（収入や資産の状況）や問題解決の見込みなどを審査したうえで、**弁護士費用などを立て替えます**。立て替えられた費用は、毎月分割払いで法テラスに支払うことになります（**無利息**）。

裁判所もすすめる「和解」

裁判所では、判決という形より当事者同士の譲り合いによる**円満解決の道**として和解（「訴訟上の和解」といいます）をすすめることがあります。
なお、和解は当事者から申し立てることもできます。当事者双方が和解に応じると**和解調書**が作成され、訴訟は終結します。これは**裁判の確定判決と同じ効力**を持ちます。

お役立ち情報 Information

1 被害者のための貸付金制度、給付金制度

一家の働き手を失ったり、ケガのため収入が減ったりと交通事故により経済的な問題を抱えた被害者や遺族のための援護制度があります。詳しくは各機関にお問い合わせください。

独立行政法人 自動車事故対策機構（NASVA）

https://www.nasva.go.jp/

電話 NASVA交通事故被害者ホットライン
ナビダイヤル 0570-000738 ※IP電話からは、03-6853-8002

受付：平日10時～12時、13時～16時
（土・日・祝日・年末年始を除く）

＜NASVAの業務概要＞

被害者援護業務として、自動車事故により脳を損傷し重度の意識障害を負った方を対象に、治療と看護を行う専門病院である療護施設を全国11カ所に設置・運営しています。
また、全国50カ所に支所を設置し、自動車事故を原因として介護を要する重度後遺障害をお持ちの方への介護料支給や、交通遺児家庭等への生活資金貸付などを行っています。

＜NASVA交通事故被害者ホットライン＞

NASVAの各種制度のご案内を行うほか、全国の交通事故被害者及びその家族等の皆様へ事故に関するお困りごとに応じて、無料でご相談いただける窓口をご案内しております。

公益財団法人 交通遺児等育成基金

http://www.kotsuiji.or.jp/

電話 03-5212-4511 ☎ 0120-16-3611

受付：平日9時～17時
（土・日・祝日・年末年始を除く）

＜交通遺児育成基金事業＞

損害保険会社などから支払われる損害賠償金などの中から、満16歳未満の交通遺児1名あたり加入年齢に応じて240万円～700万円を基金が預かり、これに国および民間からの援助金を加えて、満19歳になるまで育成給付金（非課税）の給付を行うものです。

＜交通遺児等支援給付事業＞

一定要件を満たす交通遺児及び交通重度後遺障害者の子弟（中学生までを対象）に対し、越年資金、入学支度金、進学等支援金、緊急時見舞金の支給を行っています。

一般財団法人 道路厚生会

https://www.douro-kouseikai.org/

電話 03-6674-1761

受付：平日9時30分～12時、13時～17時
（土・日・祝日・年末年始を除く）

東日本・中日本・西日本高速道路株式会社が管理する道路における交通事故により亡くなられた方のお子様で、経済的な理由から修学困難な高校生などに、返済の必要のない「修学資金」の給付を行っています。
また、修学資金の給付を受けて高等学校などを卒業したお子様には、「卒業祝金」を給付しています。なお、他の団体などから奨学金や一時金の貸付・給付を受けている場合でも、給付します。

日本司法支援センター（通称：法テラス）

https://www.houterasu.or.jp/

電話 法テラス・サポートダイヤル
ナビダイヤル 0570-078374（おなやみなし） ※IP電話からは、03-6745-5600

受付：平日9時～21時／土曜9時～17時
（祝日・年末年始を除く）

法テラス・サポートダイヤルでは、「自賠責保険」「示談・損害賠償」など、交通事故に関する法制度や問題解決のための相談窓口をご案内しています。また、全国の法テラス地方事務所では、経済的に余裕のない方が法的なトラブルにあわれたときに、無料法律相談や、弁護士・司法書士費用などの立替えを行っています（民事法律扶助制度）。なお、この制度を利用するためには、収入・資産が一定額以下であることなどの要件を満たす必要があります。

公益財団法人 交通遺児育英会

https://www.kotsuiji.com/

電話 奨学課
03-3556-0773 ☎ 0120-521286

受付：平日9時～17時30分
（土・日・祝日・年末年始および創立記念日（5月2日）を除く）

保護者が道路上の交通事故が原因で亡くなられたり、重度の後遺障害が残ったりして、経済的に修学が困難になったお子様が高等学校、大学などに通う支援として、無利子で奨学金の貸付（一部給付制度あり）を行っています。

2 交通事故証明書の申込方法

Q-1 交通事故証明書は、どこで取得できますか？

A 最寄りの「自動車安全運転センター」にゆうちょ銀行・郵便局で通常払込みにより申し込むと、通常10日ほどで交付されます。

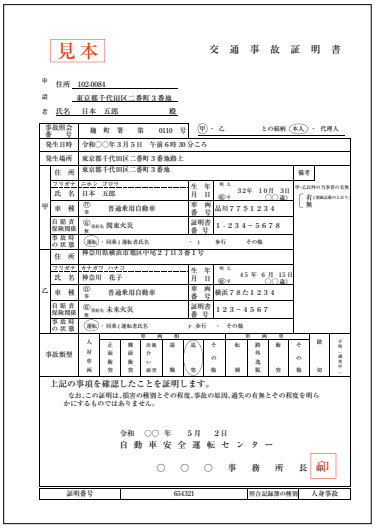

居住地以外で事故にあった場合でも、最寄りの自動車安全運転センター事務所で申し込みできます。

注意：警察に届出をしていない事故については、交通事故証明書が交付されません。

申込みの手順

1 警察署、交番、駐在所、損害保険会社などに備え付けてある申込用紙（振替払込取扱票）に、必要事項を記入します。
申込用紙1通で同一の証明書は何通でも申し込み可能です。ただし、料金は変わります。

2 ゆうちょ銀行・郵便局の振替窓口に申込用紙を提出し、交付手数料を払い込みます。
※別途払込料金が必要です

3 通常10日ほどで、申込用紙に記入した住所に交通事故証明書が郵送されます。

申込用紙イメージ

その他 自動車安全運転センター事務所窓口での直接申込み、インターネットによる申請（条件があります）、損害賠償請求権のある親族による申込みなども可能です。

Q-2 申込みの期限はありますか？

A 人身事故の場合は事故発生から5年、物件事故の場合は事故発生から3年が経過すると、原則として交通事故証明書は交付されません。

ご不明な点については…

自動車安全運転センターにお問い合わせください。

自動車安全運転センター本部

https://www.jsdc.or.jp/

電話 03-3264-8600

3 自動車保険（任意保険）の知識

自動車事故にまつわるリスクは多様です。それらを幅広く補償するのが任意保険です。

※ここでは、損害保険会社における取扱例を記載しています。損害保険会社またはご契約の内容により、異なる場合がありますので、詳しくはご契約の損害保険会社もしくは代理店にお問い合わせください。

自動車保険は、他人にケガなどを負わせたために負担しなければならない損害賠償のうち、**自賠責保険などの支払額を超える損害を補償**する対人賠償保険をはじめとして、以下 1 ～ 7 のように自動車事故にまつわるリスクに対応するためにさまざまな保険商品を組み合わせてできています。被害者自身やご家族などがご契約していれば契約自動車に乗車中でなくても支払われる保険もありますので、ご契約されている自動車保険の内容をご確認ください。

任意保険一覧

1. 対人賠償保険
2. 自損事故保険
3. 無保険車傷害保険
4. 対物賠償保険
5. 人身傷害補償保険
6. 搭乗者傷害保険
7. 車両保険

自動車事故で、
他人を死傷させてしまった。

1 対人賠償保険

他人を死傷させ、法律上の賠償責任を負ったとき、その賠償額のうち**自賠責保険で支払われる額を超える部分**に対し、保険金が支払われます。

自動車運転中、**単独事故**を
起こして死傷した。

2 自損事故保険

契約自動車の保有者、運転者などが**自損事故**（単独で電柱に衝突した場合や、崖から転落した場合など）によって死傷し、自賠責保険および政府の保障事業の**いずれに対しても請求できない場合、(a)～(d)の保険金が支払われます。**

(a) 死亡保険金　(b) 介護費用保険金
(c) 後遺障害保険金　(d) 医療保険金

無保険自動車と衝突し、
死亡・後遺障害を
負ってしまった。

3 無保険車傷害保険

無保険自動車（対人賠償保険が付いていない、付いていても金額が低いなど、賠償資力が不十分な自動車。あて逃げ自動車を含む）に衝突されて、契約自動車に乗車中の人が死亡または後遺障害を負った場合、保険金が支払われます。なお、ご契約内容によっては記名被保険者やその配偶者、同居の親族などについては、歩行中や契約自動車以外の自動車に乗車中の無保険自動車による事故でも支払われます。

自動車事故で、
他人が所有している
財物を壊して
しまった。

4 対物賠償保険

自動車事故で他人の財物（自動車、建物など）に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったとき、保険金が支払われます。

自動車事故によって
死傷した。

5 人身傷害補償保険

契約自動車または他の自動車に乗車中や歩行中にご契約者やその家族が自動車事故で死傷、後遺障害を負った場合、被害者の過失割合に関係なく、ご契約者自身の損害分を保険会社所定の基準で算定した額が保険金額の範囲内で支払われます。

自動車に乗車中、
自動車事故
によって
死傷した。

6 搭乗者傷害保険

契約自動車に乗車中の人（運転者を含みます）が、自動車事故によって死傷したとき、加害者側からの損害賠償金などとは別に（a）～（c）の保険金が支払われます（例示であり、契約内容により異なります）。

（a）死亡保険金　（b）後遺障害保険金　（c）医療保険金

交通事故等によって
契約自動車が損害を被った。

7 車両保険

衝突、接触、墜落、転覆、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮など偶然な事故によって損害を受けた場合、保険金が支払われます。

※戦争、暴動、地震、津波、噴火による損害に対しては支払われません。またご契約により補償される危険が異なりますのでご注意ください。

4 むちうち損傷って、なに？

交通事故で「むちうち症」になったという
話をよく耳にします。
「むちうち症」とは、どういうものなのでしょうか？
慶應義塾大学 医学部 整形外科学教室 教授 医学博士
松本守雄先生にお話を伺いました。

Q-1 むちうち損傷はどのようにして起こるのですか？

後ろから追突されて起こることが多いですが、時に正面衝突や、側面衝突でも起こります。車に追突された際に、首がちょうどむちがしなるような動きをすることからこの名前がつきました。むちうち損傷は比較的低速度の追突事故でも起きることが知られています。また追突時シートベルトをしていたかどうか、ヘッドレストに頭をつけていたかどうか、前を向いていたのか横を向いていたのかどうか、などにより事故時に首に加わる力や首の動きが異なることが知られています。しかし、むちうち損傷は、ケガの起こり方を言い表しただけなので、病名としては正しいとは言えません。現在では、頚椎捻挫（けいついねんざ）、外傷性頚部症候群などの名前で呼ばれることが一般的になっています。

Q-2 どのような症状が現れるのですか？

多くの方で首の痛みが現れます。痛みは事故直後から現れることが多いですが、捻挫や運動後の筋肉痛のように翌日あるいは数日してから現れることもあります。痛みは安静時にもありますが、首を動かしたときに強くなることも多くあります。首の前の筋肉や、後ろの筋肉を押すと痛みを訴える方もいらっしゃいます。首の痛みだけではなく、肩こりや頭痛なども約半数の方に見られ、筋肉の緊張が強くなってしまうことによって起きると考えられています。

自律神経の症状として、吐き気やめまい、耳鳴りなどの症状も10％程度の方に見られます。このような自律神経の症状は、ケガをしてすぐに現れる方もいますし、治療が長引くにつれ現れて来る方もいます。後になって、このような症状が出てくる場合は、事故により生じた不安や精神的なショックなどがその背景にある場合が少なくありません。手がしびれたり、握力が入りにくいなどの症状が出る方もいます。中には集中力が持続しない、物覚えが悪くなったと言われる方もいらっしゃいます。

首には、手足に向かって走る大事な神経である脊髄とその枝（神経根）が通っていますが、もともと首の骨や、骨と骨の間にある軟骨のクッションである椎間板に異常があるような方では、ケガによりこれらの神経が傷んでしまうことがあります。神経根が傷むと片側の肩から腕にかけての痛み、しびれ、筋力低下、感覚障害が現れます。脊髄が傷むと、通常両側性の腕のしびれ、下肢のしびれ、脱力が現れます。ボタンをはめたり、箸で食事をしたりする細かい指の動作が困難になり、歩行にも支障を来す方もいらっしゃいます。ただし、医師が診ても明らかなこのような神経の障害を生じることは非常にまれです。

Q-3 どのように診断するのですか？

診断の手順

1 問診 → 2 神経のチェック 診察・ → 3 画像検査 → 4 診断

- 骨折または骨折の疑いがある → CT（コンピュータ断層撮影）検査
- 症状が長引く・神経学的所見に異常がある → MRI検査

1 まず患者さんのお話を伺います。（問診といいます）

つらい症状は何か、いつケガをしたのか、どのような事故であったか、これまで他の医療機関で治療を受けられてきたか、それらの治療は有効であったか、あるいはもともと首にご病気があったかなどです。これらのことはその後の治療に必要ですし、またケガの予後を占う上でも役に立つ情報になりますので、医師にもしっかりと伝えてください。

2 次に患者さんの体を診察します。（理学所見といいます）

首のどのあたりが痛いのか、首の動きを見た後、神経の異常がないかどうかをチェックします（神経学的所見といいます）。筋肉が骨に付く部分である腱を叩き、筋肉の動きをみる反射、刷毛や先の鈍な針で手足の触った感じや痛みをみる知覚検査、手足の動きや筋力を見る検査、握力などを調べます。

また、首を後ろに反った際に、腕から手の痛みやしびれが強くなるかどうかなどのチェックも行います。このような神経学的所見により、事故により脊髄や神経根などに障害を生じていないかどうかを判断します。

3 診察の後には、画像検査を行います。

まず、頚椎のＸ線を撮影します。これは首の骨に骨折や脱臼などが無いかどうか、あるいはもともとの首の老化現象がないかどうかなどをチェックするためです。

Ｘ線検査で骨折が認められ、さらに詳細に調べる必要がある場合、あるいはＸ線検査では明らかではないが骨折が疑わしい場合には、CT（コンピュータ断層撮影）という検査が行われます。骨の情報を短時間で非常に詳細に把握することが可能です。

症状が長引く方や神経学的所見に異常がある方などの場合には、ＭＲＩという検査が行われます。ＭＲＩではＸ線検査と異なり放射線被ばくの危険も無く、椎間板や筋肉、神経などのＸ線検査には映らない組織のこともよく分かるため、むちうち損傷の診断に広く用いられるようになってきています。

ＭＲＩにより椎間板の異常や、神経の圧迫の有無がよく分かるのですが、注意しなくてはならないのは、健常な方でも老化現象としてこれらの所見がしばしば認められ、必ずしも事故によって生じた異常ではない場合も多いことです。

したがって、患者さんの症状や理学所見と画像所見がきちんと一致した場合に（整合性があるといいます）、異常と判断する必要があります。

その他の検査は？

神経の障害が疑われる場合には、神経や筋肉の状態を電気的に調べる検査が行われる場合があります。筋電図や体性感覚誘発電位などと呼ばれます。

平衡感覚に問題が生じた場合には重心動揺検査などの耳鼻科的な検査が行われることもあります。

自律神経障害や脊髄・神経根障害などの結果、左右の腕や手の温度の差が認められる場合には、サーモグラフィーと呼ばれる皮膚温を測る検査を行うこともあります。

Q-4 どのような治療が行われるのですか？

治療は、患者さんの症状に応じて適切に行われる必要があります。

受傷直後は痛みに応じて必要であれば消炎鎮痛薬（痛み止め、炎症止めの薬）を飲んでもらいます。あるいは湿布剤のような外用薬を処方する場合もあります。患者さんの不安が非常に強い場合には、精神安定剤や睡眠導入剤などを短期間処方することもあります。

明らかな脊髄の障害がある場合や骨折などを伴っている場合を除いては、入院の必要はありません。

数日から数週間で首の痛みが落ち着いて来たのち、ゆっくりとしたストレッチングや筋力強化の運動を患者さんに行ってもらいます。これはケガで硬くなったり弱くなったりした首の筋肉を柔軟にし、強くするためです。

頚椎カラーは、ケガをした直後に首の痛みが非常に強い場合に、短期間用いられることがあります。しかし、長期間の使用はかえって首を硬くしてしまいますので、避ける必要があります。

症状が数週間に及ぶ場合には、首の牽引や首の周りを暖める温熱療法などの理学療法と呼ばれる治療が行われます。時には、痛みのある場所に局所麻酔のお薬やステロイドという炎症を抑える薬を注射する場合もあります。首のストレッチングや筋力強化はあわせて行ってもらいます。

症状がなかなか取れず、めまいや耳鳴り、強い腕のしびれなどの自律神経症状がある場合には、星状神経節ブロックと呼ばれるブロック治療が効果的な場合があります。

非常にまれですが、脊髄や神経根の障害が明らかで、症状と画像所見に整合性がある場合には神経の圧迫をとる手術が行われることもあります。

Q-5 日常生活では何に気をつければいいのですか？

ケガをして数日間は、無理な運動や重労働、アルコール摂取などは避けたほうがいいでしょう。ただ、痛みが改善傾向であればできるだけ早く通常の日常生活や仕事に復帰していただいて構いません。安静にしすぎるとかえって症状が長引いてしまうこともあります。

極度に痛みが強い場合や脊髄や神経根の損傷がある場合を除いて、厳格な安静は必要ではありません。

ケガをしてから数週間たって受傷直後の痛みが改善傾向にあれば、首や肩のストレッチングなどに加えて、ウオーキングや全身ストレッチングなどの全身運動を積極的に行いましょう。

Q-6 将来どうなるのですか？

むちうち損傷をすると、後遺症が残ると心配される方も多いと思います。

しかし、軽症例の多くは3－4週のうちに治癒すると言われており、また、これまでの研究では7～8割の方がケガをして半年以内に重い後遺症を残すことなく治っています。このように一般的にはむちうち損傷の予後（症状の経過）は良好であるとされています。ただし、一部の患者さんでは長期にわたり症状が続き（難治化といいます）、いろいろな診療科が一緒になって治療をする必要がある場合もあります。このような難治化の原因は、まだよく分かっていませんが、事故の状況、不適切な初期治療や治療開始の遅れ、受傷前の患者さんの頚椎の状態（もともとの加齢変化があったかどうかなど）や受傷後の精神状態など様々な原因が関与していると考えられています。

むちうち患者さんが10年、20年たったらどうなるのかという心配もあります。これについても詳しいことは分かっていませんが、最近の研究では、事故後10年の時点で多くの患者さんでケガの直後より首や肩の痛みは改善しており、頚椎の老化現象の進行もケガをしていない健康な方とほとんど変わりないことが分かっています。

Q-7 むちうち損傷をすると頚椎の椎間板ヘルニアになってしまうと聞いたのですが？

椎間板が飛び出して神経を傷めてしまうことを椎間板ヘルニアといいます。頚椎の椎間板ヘルニアがむちうち損傷により生じるかどうかは、はっきりとは分かっていません。むちうち患者さんと首のケガをしたことのない健康な方とで頚椎 MRI を比べてみると椎間板ヘルニアの頻度に差がなかったという研究もあることから、むちうち患者さんのMRIで椎間板ヘルニアが認められた場合でも、事故によって起きたというより、もともと加齢現象として存在していたヘルニアである可能性が高いと考えられています。

お話を伺った先生
慶應義塾大学 医学部 整形外科学教室 教授 医学博士 **松本守雄先生**

＼本冊子の内容は、日本損害保険協会のホームページで閲覧可能です／

https://www.sonpo.or.jp/report/publish/bousai/koutuu/

POINT 1 動画「交通事故にあったら」で、まず行うべきことを視聴できる

POINT 2 目の不自由な方でも音声読み上げ、文字の拡大、白黒反転機能が使えるなどアクセシビリティに配慮

POINT 3 しおり機能の付いたアクセシブル PDF ファイルを閲覧可能

本冊子の送付希望は日本損害保険協会ホームページをご覧ください

https://www.sonpo.or.jp/report/publish/bousai/trf_0001.html

交通事故に関するご相談
その他損害保険に関するご相談

そんぽADRセンター

ナビダイヤル® **0570-022808** 全国共通 通話料有料

IP電話からは、18ページの直通電話へおかけください。

受付 月～金曜日（祝日・休日および12月30日～1月4日を除く）
午前9時15分～午後5時まで

※当協会と手続実施基本契約を締結している保険会社（下記の会員会社）に限ります。
※損害保険のご加入、ご契約内容の変更や事故のご連絡は、直接、損害保険会社または取扱いの代理店へお願いいたします。

会員会社（50音順・2022年2月現在）

あいおいニッセイ同和損保	アイペット損保	アクサダイレクト	アニコム損保
イーデザイン損保	ＡＩＧ損保	エイチ・エス損保	ＳＢＩ損保
ａｕ損保	キャピタル損保	共栄火災	さくら損保
ジェイアイ	セコム損保	セゾン自動車火災	全管協れいわ損保
ソニー損保	損保ジャパン	大同火災	東京海上日動
トーア再保険	日新火災	日本地震	ペット&ファミリー損保
三井住友海上	三井ダイレクト損保	明治安田損保	楽天損保
レスキュー損保			

一般社団法人 日本損害保険協会
〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9 URL.https://www.sonpo.or.jp/

VEGETABLE OIL INK 環境に配慮した植物油インキを使用しています。

FSC www.fsc.org ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C016129

'22 CUD COLOR UNIVERSAL DESIGN この「交通事故被害者のために」は色覚の個人差を問わず、より多くの人に見やすいよう、カラーユニバーサルデザインに配慮して作られています。

2022年2月 | 48,150部発行